

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第七号の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

一 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

- 1 I E E E 802. 11b
- 2 I E E E 802. 11a
- 3 I E E E 802. 15. 1
- 4 I E E E 802. 11g
- 5 I E E E 802. 11n
- 6 I E E E 802. 11ac

二 国際標準化機構が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

- 1 I S O 8802-3 Section 14
- 2 I S O 8802-3 Section 25

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。